

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備 及び経過措置等に関する省令について

平成 19 年 3 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

意匠法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及びその他関係法令の規定に基づき、関係省令の整備等を行うとともに所要の経過措置を定める必要がある¹。

2. 改正の概要

(1) 新意匠法第 2 条第 2 項の施行に伴う省令整備

改正法により意匠法第 2 条第 2 項が改正され、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像が保護されることに伴い、その新たな保護対象である画像を含む意匠を願書及び願書に添附された図面に開示することができるように規定を整備する。（意匠法施行規則様式備考の改正）

(2) 新意匠法第 10 条の施行に伴う省令整備

改正法により意匠法第 10 条が改正され、新たに出願が認められることとなる自己の登録意匠を本意匠とした関連意匠について、出願をする際に、当該願書の本意匠の表示欄に本意匠の登録番号を記載することができるように規定を整備する。（意匠法施行規則様式備考の改正）

(3) 新意匠法第 14 条第 2 項の施行に伴う省令整備

改正法により意匠法第 14 条第 2 項が改正され、意匠を秘密にするを請求できる時期について、これまでの出願と同時に行う場合に加え、意匠法第 42 条第 1 項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に行うことが可能と

¹ 改正法では、意匠法（a 画面デザインの保護の拡充、b 部分意匠制度の見直し、c 新規性喪失の例外適用手続の見直し、d 関連意匠制度の見直し、e 秘密意匠の請求時期の追加、f 意匠権の存続期間の延長、g 意匠の類似の範囲の明確化）、特許法（a 補正制度の見直し、b 分割出願制度の見直し、c 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長）、商標法（a 小売業及び卸売業の商標の保護の拡充、b 団体商標の主体の見直し）、模倣品対策の強化（a 輸出の定義規定への追加、b 譲渡等を目的とした所持の侵害とみなす行為への追加、c 刑事罰の強化）について改正を行っているが、このうち、本省令は、a、d、e、b、aに係る関係省令の整備及び経過措置の手当等を行うものである。

なることに伴い、登録料の納付時に意匠を秘密にすることを請求するための書面の記載内容、書面の提出、電子情報処理組織の使用、登録料及び手数料の納付等に関して、登録料納付時に秘密の請求を行うことが可能となるように関連省令の規定を整備する。（意匠法施行規則、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「特例法施行規則」という。）及び工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令等の改正）

（４）新特許法第 44 条第 1 項の施行に伴う省令整備

改正法により特許法第 44 条第 1 項が改正され、明細書等について補正をすることができる期間（第 1 号）に加え、補正をすることができない期間（第 2 号及び第 3 号）についても分割が可能となることに伴い、分割出願をしようとする場合において、もとの特許出願について明細書等の補正をする必要があるときは、新たな特許出願（分割出願）と同時にしなければならない旨を規定している特許法施行規則第 30 条について、補正をすることができる期間（第 1 号）に分割する場合の規定であることを明確化する。（特許法施行規則の改正）

（５）新特許法第 50 条の 2 の施行に伴う省令整備

改正法により新設される特許法第 50 条の 2 の規定による通知について、オンライン手続も可能とするため、特例法施行規則第 23 条の 4 に規定する「特定通知等」に追加する。（特例法施行規則の改正）

（６）新商標法第 2 条第 2 項の施行に伴う経過措置

改正法により商標法第 2 条第 2 項が改正され、小売業等の役務商標としての保護が導入されることに伴い、改正法附則第 8 条第 1 項の規定による使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願であって、同条第 2 項各号のいずれにも該当するものについて、以下のとおり所要の経過措置を定める。

使用に基づく特例の適用の主張をする場合の手続（第 14 条関係）

使用特例商標登録出願の分割をする場合の手続（第 15 条関係）

使用特例商標登録出願の変更をする場合の手続（第 16 条関係）

他の使用特例商標登録出願がある旨の通知（第 17 条関係）

使用特例商標登録出願に係る承継の届出（第 18 条及び第 19 条関係）

小売等特例商標に係る商標権の設定の登録の方法（第 20 条及び第 21 条関係）

小売等特例商標に係る商標権の分割等の登録の方法（第 22 条乃至第 24

関係)

小売等重複商標に係る商標権が当該商標権の移転により商標権者が同一となった場合の登録の方法(第25条関係)

小売等重複商標に係る商標権の一を残して消滅した場合の登録の方法(第26条関係)

小売等役務についての重複登録商標に係る商標権に関する経過措置(第27条関係)

(7) その他の改正

拒絶理由通知に係る指定期間の延長を請求するときには、期間延長請求書に、絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験データを得るため、手続書類の翻訳のため、といった延長の合理的理由の記載を求めることとする。(特許法施行規則様式備考の改正)

パリ条約による優先権を主張しようとする際に必要な書類(優先権証明書)に記載されている事項を、我が国との間で電磁的方法により交換することができる国として、アメリカ合衆国を追加する。(特許法施行規則の改正)

オンライン手続の簡素化のため、商標法施行規則様式第11に規定する出願人名義変更届に「【信託関係事項】」及び「【選任した代理人】」の欄を設ける。(商標法施行規則様式備考の改正)

インターネット回線を利用したオンライン手続に使用することができる電子証明書として、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書を追加する(ただし、国際出願の場合を除く。)(特例法施行規則の改正)

その他所要の規定整備を行う。

3. 施行期日

本省令の施行期日は、改正法附則第1条本文の規定の施行期日(平成19年4月1日)とする。ただし、上記2(7)の改正規定の施行期日は、米国側との合意に基づき、平成19年7月1日とする。

4. 省令改正に伴う経過措置

上記2(7)の改正後の規定は、当該規定の施行日以後にした出願から適用し、当該施行日前にした出願については、なお従前の例によることとする。